

浮彫等文藝復興期代表作と古代作品である、石膏とは云へ原物と寸分違はず只ブロンズ乃至大理石でないだけだから従来名作に接して研究する機会を全く持たなかつた學生は勿論一般美術愛好家の喜びは非常なものである、外國の有名な美術館には何處でも原物の無い場合は石膏の原物大像を蒐集してゐるが、我國では今度の美校陳列場が嚆矢であり、今後この種の蒐集充實を希望されてゐる。美校當局では語る

外國に比べるとひどく恥かしい貧弱なものです。我が國では唯一最初です、ポストン美術館で石膏室の一部を取拂ふこととなり丁度滞米中の矢代幸雄氏、ポストン美術館アジア部長富田幸次郎氏等の斡旋と國際汽船が送料を負擔して呉れたのでやつと手に入つたわけです、深甚の感謝を我が美術界とてもせねばなりません  
〔下略〕  
〔昭和十一年三月六日『東京朝日新聞』〕

ただし、右記事の「石膏にとり」という見出しは誤りで、もともとポストン美術館にあった石膏像を寄贈されたのである。寄贈の理由について昭和十年二月二十六日付『都新聞』は、「ポストンでは目下東洋美術研究熱が非常に盛んで、これが爲め美術學校の矢代教授が態々渡米して東洋美術論を講演したことがあるので、その返禮であるらしい」と報じている。

③ 『東京美術學校校友会月報』の終刊と『校友会會報』の創刊  
明治三十五年六月創刊の歴史を持つ『東京美術學校校友会月報』は昭和八年三月発行の第三十一卷第七号を以て終刊となり、翌九年

七月、『校友会會報』が創刊された。月報における鎌倉芳太郎に代わって香取秀真が編輯兼發行人となっている。香取は昭和八年十一月に講師から教授（東洋工芸史、金工史担当）となった。文筆、編集に長けた人であったことは言うまでもない。本誌は月報がB5判で年約八冊発行されたのに対して菊判のコンパクトサイズとなり、年三回発行された。内容構成は大體月報に倣っているが、第一号から第四号までは和田校長の方針によってか学内の出来事に関する記事のみが収録されており、月報に華やきを添えていた「芸苑彙報」、「海外消息」欄は削除されている。しかし、第五号から「芸苑彙報」欄のみは復活した。なお、第一号は活字体の題字を用い、口絵



『校友会會報』表紙

も無く、いかにも殺風景な体裁であるが、第二号からは表紙に比田井天来筆の題字（第九号と最終号の第十号は香取秀真筆）と古美術品や藤島武二、平塚運一、結城素明、広川松五郎の作品の写真を用い、挿図も多く掲載するなど、配慮が窺われる。

#### ④ 左翼思想、風紀取締り強化

昭和九年六月、文部省に思想局が設置され、学生の左翼思想取締りが一段と強化されるが、同じ頃、和田英作校長は文部省より二通の通牒を受けた。ともに四月二十一日に発したもので、一通は次のような文面である。

「昭和八年中貴校生徒中ヨリ其ノ本分ニ悖リ治安維持法ニ關スル刑事被告人トシテ起訴セラレ豫審ニ於テ有罪ノ決定ヲ見ルニ至リタル者ヲ出シタルハ甚ダ遺憾ニ堪ヘザルニ付貴官並教員ニ於テ向後訓育上一層御留意相成度此段依命通牒ス」

（「自明治二十年 文部省通達書類」）

他の一通は事務職員某一名が思想事件に関与した件につき、今後職員の統督を一層周到にせよという内容である。

次いで同年九月、校長に対して文部省より生徒の風紀肅正強化に関する通牒が発せられた。これは警視總監の「学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件」と題する照会ないし要請を受けて文部省が各学校に指示したもので、本校のみが注意の対象となつたわけではない。しかし、警視總監の

「近時都下風紀取締ノ實情ニ徴スレバ學生生徒ニシテ特殊飲食店（カフェーバー喫茶店ノ類ニシテ女給ガ客席ニ侍シテ接待ヲ爲スモノ）或ハ舞踏場等ニ出入スルモノ極メテ多ク其ノ結果動モスレバ學生ノ本分ヲ閑却シ不良徒輩ト交遊ヲ結ブニ至リ或ハ放縱淫逸ニ流レ頽廢無節操ノ弊風ニ感染シ爲ニ往々ニシテ蠶蠶スベキ幾多ノ事例ヲ惹起セルハ國家風教上寔ニ深憂ニ堪ヘザル所ニ御座候」

（同前通達書類）

という見解を読むと、本校生徒などは要注意の対象となつたに違いない。このような当局の取締り強化は学校生活に次第に重苦しい影を投げかけるようになった。